

輸送の安全に関する取り組み

2020年7月1日

船橋新京成バス株式会社

当社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全統括管理者」の選任および「安全管理規程」の制定をしております。この中で、当社は、輸送の安全に関する基本的な方針その他輸送の安全に係る情報を公表する旨を定めておりますので、次のとおり公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めております。(安全管理規程第3条)

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。また、事業所における安全に関する声に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させております。
- (2) 当社は、輸送の安全に関する「計画の策定、実行、チェック、改善」を実行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めております。
このため、当社における輸送の安全確保のための取り組みについて皆様にご理解いただくために公表しているものです。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

当社では、輸送の安全目標として、年度毎に事故減件目標を設定し、目標達成に努めております。

(1) 2019年度

2019年度の事故減件目標は、社長以下管理職・従事員代表者で構成する事故防止対策委員会に於いて、輸送の安全に対する意識をより一層向上させるため、事故の統計方法を改め構内事故等軽微な事故も含め、鎌ヶ谷営業所は1ヶ月3件以下と年間トータル35件以下、習志野営業所は年間19件以下に決めました。

2019年度における当社の有責事故発生件数は、下記のとおりです。

項目	目標	実績
鎌ヶ谷営業所	35件以下	36件 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故 1件)

習志野営業所	19件以下	30件 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故2件)
船橋新京成バス合計	54件以下	66件 (自動車事故報告規則第2条に規定する事故3件)

(2) 2020年度

2020年度の事故減件目標は、鎌ヶ谷営業所では、2019年度の年間のトータル目標を達成できなかったことに鑑み、1ヶ月3件以下を基本に年間トータルで昨年事故件数の1.25割減の30件以下、習志野営業所は1ヶ月毎の月間目標を定め、昨年事故件数の2割減の年間トータルで24件以下に定め、両営業所合計で前年目標と同数の54件の目標としました。

項目	目標	備考
鎌ヶ谷営業所	30件以下	1ヶ月3件以下を基本に年間トータルで昨年事故件数の1.25割減の30件以下
習志野営業所	24件以下	1ヶ月毎の月間目標を定め年間トータルで昨年事故件数の2割減の24件以下
船橋新京成バス合計	54件以下	

3. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

当社では、輸送の安全を確保するため、具体的には以下のような取り組みを推進しております。

(1) 事故防止対策

① 対策の立案、周知

駅頭および指定交差点において、管理職による安全指導の実施

実際の事故事例を元に対策を協議する事故防止対策委員会の開催（営業所毎に月1回）

事故、ヒヤリ・ハット映像の有効活用

② 運行管理の徹底

事故防止運動の実施（全国交通安全運動・自動車輸送安全総点検、等）

本社役職員による点呼等実施状況の確認

③ 健康管理対策

定期健康診断の実施（年2回）

脳ドック検査実施

睡眠時無呼吸スクリーニング検査実施

(2) 定期的な情報の交換、共有

① 巡視、情報連絡

社長・安全統括管理者による職場巡視、実車添乗

新京成電鉄およびグループ会社間での緊密な情報交換、定例会議の実施（月1回）

京成グループ内同業社との情報交換の実施

② 会議の開催

推進会議（月2回）

営業所会議（営業所毎に月1回）

事故防止対策委員会（営業所毎に月1回）

(3) 輸送の安全に関する予算等の実績額

年度	金額	項目
2019年度実績	192百万円	新車購入、電子点呼システム導入等
2020年度予算額	263百万円	新車購入、デジタコ・ドラレコ代替等

① 組織の改編

当社は、公共交通事業者として社会的使命を果たすため、2018年7月、営業部安全推進課を設置し安全輸送の実現を最優先課題として取り組んでいます。

② ドライブレコーダーの設置

当社では、平成24年度に、事故発生状況等の的確な分析、それに基づく対策の立案等による事故防止を目的として、バス全車両にドライブレコーダーを装備しました。

平成25年度からは、これによって収集した事故、ヒヤリ・ハット映像を研修や事故防止対策委員会での議論に活用し、事故撲滅に取り組んでいます。

2020年度はデジタコ・ドラレコ一体型の機種へ代替するため予算化しております。

③ IP無線の搭載

当社では、異常発生時や重大事故、バスジャック等による非常事態時におけるバスの運行の安全と乗客の安全確保、また、旅客からの問い合わせ等にも迅速な対応を行うことを目的として、習志野営業所は2017年度、鎌ヶ谷営業所は2018年度にバス全車両にIP無線を搭載しました。

4. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

当社では、輸送の安全に関する組織体制は安全管理規程第8条「社内組織」の中で定め、それぞれの役割を明確にしております。

なお、重大事故が発生したときの報告連絡体制は以下のとおりです。

乗務員 → 運行管理者 → 事故担当者 → 営業所長 →

安全推進課長→ 部長(安全統括管理者) → 社長

5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 乗務員

- ・ 新入乗務員育成研修
- ・ 適性診断の受診
- ・ 輸送の安全確保に関する乗務員への月例研修（営業所毎に毎月1回）
- ・ 映像を用いた集合研修(年15回)
- ・ 自動車教習所における安全研修
- ・ 自社ドライブレコーダーの記録映像を用いたヒヤリ・ハット情報の共有
- ・ 有責事故惹起者および外部監査員添乗結果に基づく個人教育(社内・社外)

(2) 非乗務員(事務部門・運行管理者等)

- ・ 運輸安全マネジメント及び輸送の安全に関する社内及び社外講習(国・運輸安全機構等)
- ・ 運行管理者一般講習
- ・ 管理者研修の実施（営業所毎に月1回）
- ・ 新京成電鉄等が主催する安全講演会、バスジャック対応訓練等への参加
- ・ 安全統括管理者による指導教育

6. 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

自己チェックリストを用いて振り返りをおこなう。

7. 安全統括管理者

取締役営業部長 中村 啓介

8. 行政処分

行政処分日	2020年2月12日
処分内容	道路運送法第40条に基づく事業自動車の使用停止処分
主な違反事項	・ 輸送の継続を拒絶したこと ・ 輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと

改善状況等

- ・ 輸送の安全確保に対する乗務員の定期的な社内研修の実施
(営業所毎に毎月 1 回)
- ・ 直近で複数回事故を惹起させている乗務員に対しての継続的な添乗指導
- ・ 乗務員集合研修では、個々のヒヤリ・ハット体験をグループ討議させた後、代表者が発表することで危険個所を共有させ事故防止に取り組む

9. 安全管理規程

安全管理規程 (PDF)